

器具又は容器包装を製造する営業に関する基準について（案）

1. 背景

- 食品衛生法（以下、「法」という。）第 52 条に基づき、器具又は容器包装を製造する営業の施設の衛生的な管理その他公衆衛生上必要な措置について、
 - ①一般衛生管理（施設の内外の清潔保持その他一般的な衛生管理に関すること。法第 52 条第 1 項第 1 号。）及び②適正製造管理（食品衛生上の危害の発生を防止するために必要な適正に製造を管理するための取組に関すること。法第 52 条第 1 項第 2 号。）に関する基準を、食品衛生法施行規則（以下、「施行規則」という。）第 66 条の 5 にて定めている。

- しかし、器具・容器包装の市場での流通期間は、器具・容器包装の種類により多様であるため、現行の基準が現実的でない場合があるなど、業界との意見交換により課題が明らかとなったため、食品用の器具及び容器包装の分野に知見を有する専門家を含めての検討の場を設置し、課題に対する対応案を作成する方針とすることを令和 3 年 1 月 14 日の器具・容器包装部会にて了承いただき、検討を進めてきた（別紙 1-1）。

2. 対応状況

- 令和 3 年度より検討の場を設け、業界や専門家を交えて検討をしてきたところ（別紙 1-2、1-3）。

- 別紙 1-2、1-3 に示すとおり、施行規則第 66 条の 5 第 1 項及び第 2 項についての省令改正が必要。

3. 今後の方針

- 今後、省令改正に向けた必要な手続を進める予定。

- 改正された省令の施行は、ポジティブリストに関連する事項があるため、ポジティブリストの再整理に伴う告示改正の施行に合わせる必要がある。

- 小規模事業者への対応も考慮して、別途手引きの作成を検討する。